

車いす貸与に係る「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断のためのチェックシート

氏名	担当者会議日		記載日	記載者
	認定	・要支援 1	・要支援 2	・要介護 1
車いすの種類	・自走用標準型車いす ・介助用標準型車いす ・普通型電動車いす(電動車いす、電動 4(3)輪車)			
チェックポイント			本人の状況	
移動状況	①歩行が困難な原因(疾患・機能障害)			
	②屋内・外での歩行困難な状況及び歩行器や歩行補助つえ等を利用した場合での移動の達成可否状況			
	③移動先までの立地状況			
達成状況	車いすを使用して移動することによって買物等日常生活上できること			
有効性	車いす利用の有効性			
阻害性	①車いすの必要な場面が検討されていますか (車いすの必要性がない場面では車いすは利用しない等)		<input type="checkbox"/>	
	②有効性と比して、車いすを使用することで持っている能力の低下をまねかないと考えられますか		<input type="checkbox"/>	
の計画と関係	計画との整合性がとれ、計画目標達成のために車いす使用が明確に必要と位置付けができていますか		<input type="checkbox"/>	
安全性等	①車いすの種類に応じて安全性が確認されていますか (自走する場合は本人について、介助する場合には主に介助者について検討) 操作能力・機能の理解力(□適 □不適) 危険回避等の判断能力(□適 □不適) 移動範囲の安全(□適 □不適) その他		<input type="checkbox"/>	
	②車いすの適切な選定がされていますか		<input type="checkbox"/>	
その他	車いす貸与の必要性に関して、上記に記載しきれなかった情報を記載する			
結果	上記の検討内容から、車いす貸与が <input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 不適切 と判断される			

※注意事項

- 1 このチェックシートは「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当するか否かを判断するために使用するものです。「日常的に歩行が困難な者」に該当するか否かは、直近の認定調査票(基本調査部分)の写しを入手して客観的に判断します(こちらを先にしてください)。
- 2 医学的見地から車いす貸与について主治医から情報を得てください。
- 3 運営基準等に定める手順等を遵守してください(①居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、サービス担当者会議を開催し、当該計画に必要な理由を記載する、②居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して当該貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載するなど)。
- 4 チェックシートの一冊右側の口は、問にたいして該当する場合に、チェックしてください。また、必要に応じて、理由等を記載してください。

チェックシートの書き方

移動状況

【②屋内・外での歩行困難な状況及び歩行器や歩行補助つえ等を利用した場合での移動の達成可否状況】

「リウマチによる変形・痛みがあり長時間歩行の耐久性がない」「医師から歩行を制限されている」「パーキンソン病により、歩行不安定になり外路歩行は危険」など、歩行が困難な状況や歩行器や歩行補助つえ等の利用では移動に不足な状況を記載する。

【③移動先までの立地状況】

「公共交通機関の乗り場や商店、金融機関など日常生活に必要な場所まで遠い。」あるいは、「坂道が多い」など、車いすの必要性から見た環境条件を記載する。

達成状況

【車いすを使用して移動することによって買物等日常生活上できること】

自宅から買物に週2回行くなどと記載する。

有効性

【車いす利用の有効性】

車いすを利用しない状況と比べ、本人の自立の意欲が向上し、生活全般に渡り、例えば(介護予防)訪問介護を利用しなくて済む等自分でしている生活行為の幅が広がる内容を記載する。

車いす貸与に係る「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断のためのチェックシートの考え方

以下の考え方に基づきチェックシートを作成しましたので、ご参照ください。

1 基本的な考え方

① 福祉用具貸与に係る法改正の背景

状態像に合わない福祉用具の提供により、本人の自立を妨げかえって状態の悪化につながっているケースが見られたことによると思われます。

② 運営基準上の基本取扱方針等の抜粋

・ 介護予防福祉用具貸与

サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮すること。

・ 居宅介護支援

福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せず選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討過程を別途記録する必要がある。

③ 福祉用具貸与における軽度者に対するサービスの基本的考え方

上記①②等を踏まえた上で、日常生活の自立支援を目的とし、福祉用具を用いることによって、できるだけ今持っている能力を使い、自分でしている生活行為の幅を広げていくことと考えられます。

2 具体的考え方

上記基本的な考え方を踏まえ、具体的な考え方は次のとおりです。

(1) 「自走行標準型車いす・普通型電動車いす」について

① 長時間歩くことが困難であること。

→車いす選定の判断基準による。

② 利用者の心身の状況等から、買物に行こうとしたとき等日常生活上において、歩行器や歩行補助つえ等を利用しても、途中までしか歩行ができず買物等が達成できなく、かつ今後自立に向けて検討していく上で、本人の自立の意欲が向上する等車いすを利用することがかえって自立支援につながると考えられること。

③ 車いすを必要とする場合について検討しておき、歩行補助つえ等が望ましいと考えられる場合には車いすは使用しないこと。

④ 車いすを利用すれば、できる限り（予防）訪問介護を利用しなくて済む状況であること。

→自立支援の観点から、車いすがないとヘルパーの介助が必要だが、車いすを利用すれば、今もっている能力を活用し、自分でできるようになることや自立の意欲が高まり、他の場面でもできる限り（予防）訪問介護を利用しなくて済む状況が生まれると

いう考え方による。

- ⑤ 検討時においては、車いすを利用することによって、日常生活の自立支援につながっているということやその人の日常生活が支えられていることということから使用頻度は多くなると考えられるが、歩行補助杖等の使用により自立していけるよう検討していくこと。
- ⑥ 検討にあたって、主治医から医療的な情報を得ること。
- ⑦ 車いすを利用することによって、持っている能力の低下をまねかないこと。
- ⑧ ケアプランが日常生活全般に渡って自立支援に向けたものであること。
- ⑨ 利用者の身体状況等を確認しながら、自立に向けて検討していくこと。
- ⑩ 安全性や適切な選定が確認されていること。
- ⑪ 運営基準等介護保険関係法令等が遵守されること。

(2) 「介助用標準車いす」について

- ① 長時間歩くことが困難であること。
→車いす選定の判断基準による
- ② 利用者の心身の状況等から、買物に行こうとしたとき等日常生活上において、歩行器や歩行補助つえを利用しても、また介助者がついたとしても途中までしか歩行ができず買物等が達成できなく、かつ今後自立に向けて検討していく上で、本人の自立の意欲が向上する等介助用標準車いすを利用することがかえって自立支援につながると考えられること。
- ③ 介助用標準車いすを必要とする場合について検討しておき、歩行補助つえ等が望ましいと考えられる場合には介助用標準車いすは使用しないこと。
- ④ 検討にあたって、主治医から医療的な情報を得ること。
- ⑤ 車いすを利用することによって、持っている能力の低下をまねかないこと。
- ⑥ ケアプランが日常生活全般に渡って自立支援に向けたものであること。
- ⑦ 利用者の身体状況等を確認しながら、自立に向けて検討していくこと。
- ⑧ 安全性や適切な選定が確認されていること。
- ⑨ 運営基準等介護保険関係法令等が遵守されること。